

第3次西東京市障害者基本計画

第7期西東京市障害福祉計画

第3期西東京市障害児福祉計画

～概要版～

(案)

令和6年1月現在
西 東 京 市

1. 計画の目的

国では、障害のある人の地域での生活を支えるために、障害福祉に関する施策についての3つの計画を策定するよう、市町村に義務付けています。

本市では、平成26（2014）年に、障害者基本法に基づく、本市全体の障害福祉施策をまとめた「西東京市障害者基本計画」を策定し、障害のある人の本市での暮らしの総合的な支援を進めてきました。また、令和3（2021）年には、障害者の日用生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と、児童福祉法に基づく「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきました。

この度、これらの3計画が同時期に計画期間を満了することから、これまでの本市における障害福祉の取組の総合的な評価を踏まえ、不足している障害福祉サービスや支援の拡充・強化を図り、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至る、生涯にわたる切れ目のない障害福祉サービスや地域生活への支えを提供するため、「第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、本市の障害福祉策を進めるための総合的な計画です。

障害福祉施策全体に関する「西東京市障害者基本計画」と、障害福祉サービスの充実に関する「西東京市障害福祉計画・西東京市障害児福祉計画」を両輪の計画とし、本市における障害福祉施策の共通の理念と目標を掲げ、実現に向けた各計画の進捗管理を行います。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は以下の通りです。

「第3次西東京市障害者基本計画」は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とし、中間年の令和10（2028）年に見直しを予定しています。

「第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、計画最終年の令和8（2026）年に見直しを予定しています。

4. 計画の対象

本計画の対象となる人は、障害者手帳をお持ちの人だけでなく、次の様々な市民、支援者を念頭において策定しています。

対象となる人	説明
障害者手帳所持者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳をお持ちの人・愛の手帳（療育手帳）をお持ちの人・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
障害者手帳を持っていなくても、 障害福祉サービスを利用できる範囲の人	<ul style="list-style-type: none">・難病を患っている人・発達障害の診断を受けている人・高次脳機能障害の診断を受けている人・医療的ケアを必要としている人
西東京市で生活を共にしている市民	<ul style="list-style-type: none">・隣近所の人・学校の知人や友人、勤務先の同僚
ご家族・支援者	<ul style="list-style-type: none">・当事者の保護者、きょうだい、親戚など・障害福祉施設や教育保育施設、医療機関、行政などの職員

コラム 障害って何？

障害には色々な特性があります。

障害者手帳が交付されている「身体障害」「知的障害」「精神障害」においても特性は様々で、外見だけでは判断できない障害もあります。

例えば、身体障害では、内部障害といって、体の内側にある内臓の機能が低下している状態では、体力が低下し、疲れやすく、重い荷物を持ったり長時間立つことが難しい場合があります。

他にも、発達障害は、年齢や性格などで個人差があり、望ましい対応方法も個別的・具体的に異なります。当事者のやりたいこと、やろうとしていることに気づいて、適切なサポートをすることが大切です。

市民一人ひとりが、相手の気持ちや特性を理解し合い、尊重し合うことが、誰もが生活しやすい“まち”に必要なことです。

5. 障害のある人の人数

本市の令和4（2023）年度末時点の障害のある人の人数は、3年前に比べて増加しています。

3年間の増加率は、本市全体の総人口の増加率である1.2%を大きく上回っており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は15.3%の増加となっています。

	令和元年度末 (2019年度末)	令和4年度末 (2022年度末)
身体障害者手帳所持者数	5,557人	5,798人
愛の手帳所持者数	1,357人	1,468人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,988人	2,293人
難病医療助成者数	1,870人	2,047人
本市の総人口	203,222人	205,726人

6. 特別支援教育を必要とする児童・生徒の人数

小学校・中学校において、特別支援教室や特別支援学級に代表される「特別支援教育」を必要とする児童・生徒は増加しています。

一方で、特別支援学校に通う児童・生徒数は横ばいとなっています。

	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)
特別支援学級等に通う小学生	440人	599人
特別支援学級等に通う中学生	140人	239人
特別支援学校に通う児童・生徒 (小学生・中学生・高校生)	146人	154人

本市の総人口の増加ペース以上に、障害のある人は増加しています。

特に、子ども世代では、少子化の反面、配慮や手助けが必要な子どもは急激に増えています。

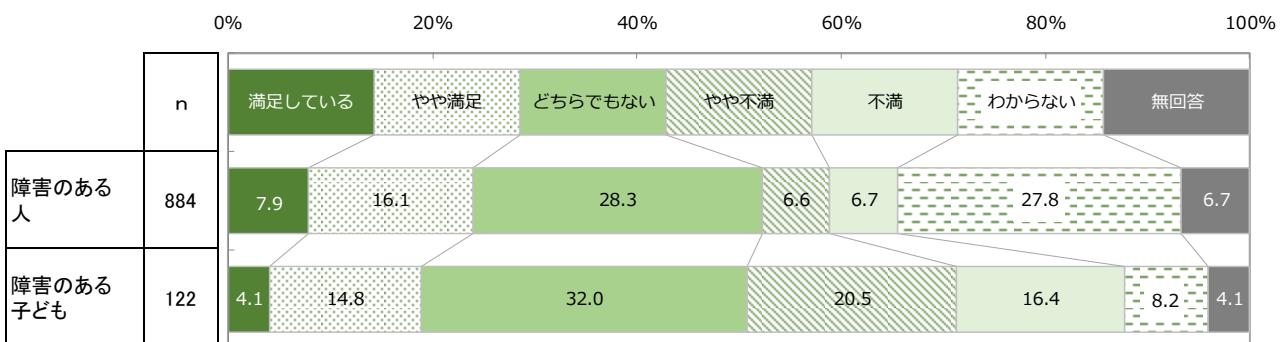
障害のある人や配慮や手助けが必要な人が身近にいることを踏まえた地域づくりがこれからの中東京に必要とされています。

7. 障害のある人へのアンケート調査の結果

本計画の策定にあたり、障害のある人の意見を踏まえるため、令和4（2022）年度にアンケート調査を実施しました。

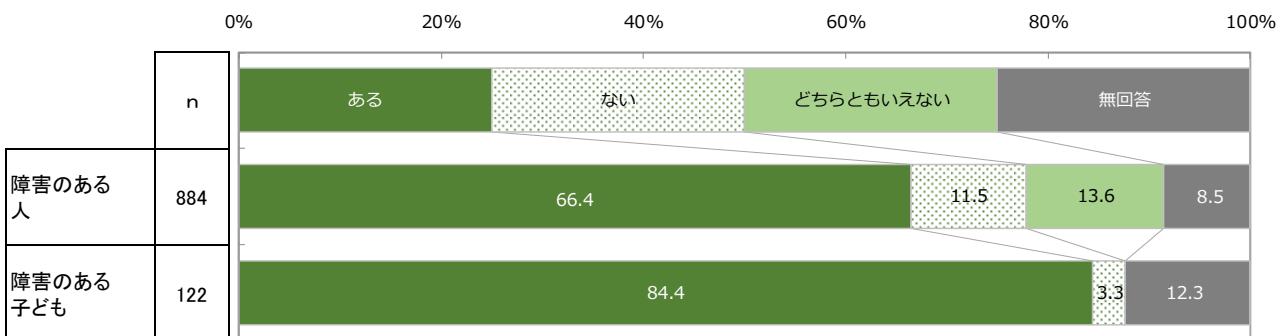
✓本市の障害福祉施策への満足度

「満足している」「やや満足」の合計は、障害のある人（大人）では24.0%、障がいのある子どもでは18.9%でした。



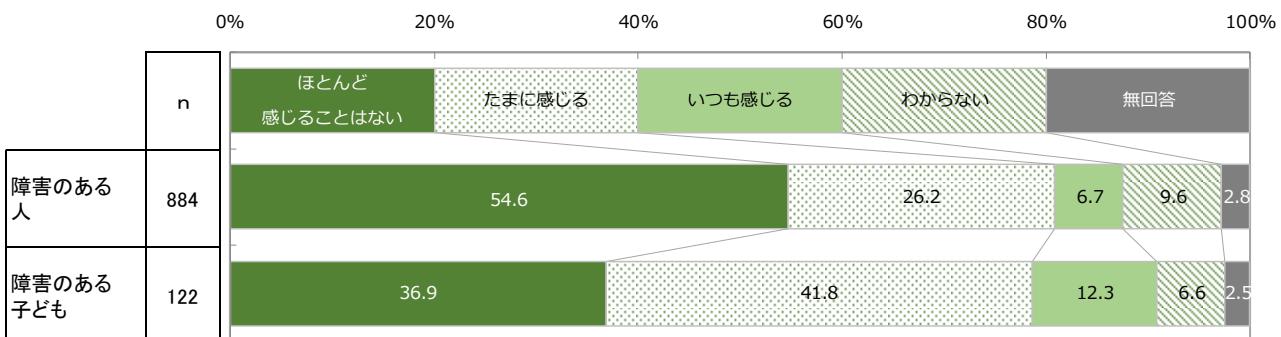
✓楽しみがある

楽しみが「ある」は、障害のある人（大人）では66.4%、障がいのある子どもでは84.4%でした。



✓障害を理由とした差別等を受けた経験

差別等を「たまに感じる」「いつも感じる」の合計は、障害のある人（大人）では32.9%、障がいのある子どもでは54.1%でした。



8. 本計画の基本理念

本計画では、3つの計画に共通する基本理念を次の通り定めています。

あなたも私も ともに自分らしく ありたい自分でいられる 共生のまち西東京

あなたも私も

- 障害や難病、病識の有無に関わらず、誰もが、分け隔てられることなく尊重される存在です。
- 自分だけでなく、他人も同様に尊重される存在です。

ともに

- まちづくりに関わる様々な主体が、手を携え、支え合うことが必要です。
- 一人の想いや力だけではなく、それぞれの立場や経験を活かし、協働し、支え合うことが大切です。

自分らしく

- 自分らしさとは、かけがいのない自分自身の尊厳です。
- 障害があることで差別を受けたり、自由な意思決定を妨げられることはあってはなりません。

ありたい自分で
いられる

- 何をするか、何をしないのか、は障害の有無で区別されることではありません。
- 障害のある人も、ときには支援を受けながら、自己実現を図ることができる社会が必要です。

共生のまち
西東京

- あらゆる人が、互いに支え合いながら活躍できるのが地域共生社会です。
- 地域の問題を「自分ごと」として捉え、行政・事業者・関係機関・市民など、地域のみんなで解決し、適切な支援につながっていく社会をつくります。

9. 本計画の基本方針

基本理念を実現するために、3つの基本方針を定めています。

基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます

(1) 相談支援・ネットワーク	相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。
(2) 生活支援	障害のある人が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。
(3) 居住支援	グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。
(4) 情報・コミュニケーション	障害特性に配慮した情報の取得利用がしやすい環境作りに努めます。
(5) 子どもへの療育支援	障害や発達に心配のある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。

目標

西東京市の障害福祉に
満足している人を増やします。

基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します

(1) 雇用・就業支援	個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。
(2) 余暇活動・生涯学習活動	地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。
(3) 家族への支援	介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。

目標

楽しみがある人を増やします。

基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます

(1) 啓発

広く市民へ障害等の理解が深まるよう、積極的な取組を進めます。
障害等への理解を深めるための積極的な取組を進めます。

(2) 疾病等の予防・早期発見

健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組みにより、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。

(3) 情報発信・アクセシビリティの確保

サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めます。

(4) 生活環境・災害対策

障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。

目標

障害があることを理由にした差別を減らします。

コラム

西東京市の現在地

本計画の3つの基本方針の「目標」は、3年に1度実施している障害のある人へのアンケート調査結果から設定されています。

本計画では令和4年度に実施したアンケート調査結果から、西東京市の現在地を確認しています。

基本方針1：西東京市の障害福祉に満足している人

障害のある人 24.0%

障害のある子ども 18.9%

基本方針2：楽しみがある人

障害のある人 66.4%

障害のある子ども 84.4%

基本方針3：障害があることで差別をうけたことがある人

障害のある人 32.9%

障害のある子ども 54.1%

10. 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの利用人数は次の通り見込んでいます。

サービスの種類		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績見込み	見込み		
介護給付	訪問系サービス	11,467 時間	13,965 時間	14,156 時間	14,375 時間
	短期入所	349 人日	542 人日	607 人日	680 人日
	医療型	28 人日	46 人日	47 人日	48 人日
	療養介護	20 人	20 人	20 人	20 人
	生活介護	6,925 人日	7,078 人日	7,148 人日	7,220 人日
訓練等給付	施設入所支援	139 人	137 人	136 人	134 人
	自立訓練	機能訓練 694 人日	43 人日 751 人日	43 人日 796 人日	43 人日 844 人日
	就労移行支援	1,117 人	1,519 人	1,550 人	1,581 人
	就労継続支援	A型 7,205 人日	391 人日 7,568 人日	445 人日 7,871 人日	454 人日 8,186 人日
	就労定着支援	62 人日	82 人日	84 人日	86 人日
	自立生活援助	0 人	3 人	3 人	3 人
	共同生活援助	329 人	409 人	467 人	532 人
	就労選択支援	—	1 人	26 人	52 人
	計画相談支援	156 人	165 人	175 人	186 人
相談支援	地域相談支援	地域移行支援 0 人	2 人 2 人	2 人 2 人	2 人 2 人
	地域定着支援	—	—	—	—

11. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の利用人数は次の通り見込んでいます。

サービスの種類		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績見込み	見込み		
必須事業	移動支援	3,076 時間	3,708 時間	4,005 時間	4,325 時間
	地域活動支援センター	272 人	316 人	323 人	329 人
	手話通訳者派遣	168 件	249 件	249 件	249 件
	要約筆記者派遣	42 件	140 件	140 件	140 件
任意事業	入浴サービス	8 人	12 人	14 人	15 人
	日中一時支援	75 人	98 人	105 人	113 人
	生活サポート	4 人	17 人	17 人	17 人
	障害者スポーツ支援	31 人	66 人	66 人	66 人

12. 障害児福祉サービスの見込量

障害児福祉サービスの利用人数は次の通り見込んでいます。

サービスの種類		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績見込み	見込み		
障害児通所支援	児童発達支援	1,738 人日	2,337 人日	2,407 人日	2,478 人日
	放課後等デイサービス	3,939 人日	4,391 人日	4,523 人日	4,659 人日
	保育所等訪問支援	28 人日	65 人日	72 人日	79 人日
	居宅訪問型児童発達支援	0 人日	8 人日	8 人日	8 人日
相談支援	障害児相談支援	32 人	36 人	40 人	45 人

13. 計画の着実な推進に向けて

計画の進捗状況のモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備

民間のサービス事業所に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、サービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要です。

今後も計画の策定や見直しにあたっては、市民の意識や要望を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等の各種調査や、パブリックコメントの実施等、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画をより効果的に実施していくためには、行政と市民、民間事業所及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

そこで、本計画の施策を実施するにあたっては、既存のネットワークを発展・拡充し、府内外の関係機関との連携を強化していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者団体の自発的な参加を推進し、四者が共に計画を推進する体制づくりを進めます。

P D C A サイクルによる進捗管理

地域自立支援協議会の中で、P D C A サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

裏表紙

第3次西東京市障害者基本計画
第7期西東京市障害福祉計画
第3期西東京市障害児福祉計画 【概要版】

令和6年3月 西東京市健康福祉部障害福祉課 発行

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13
TEL 042-464-1311